

令和7年度 前期選抜募集要項

福島県立郡山北工業高等学校

〒963-8052 福島県郡山市八山田二丁目 224 番地

TEL (024) 932-1199

FAX (024) 935-9849

<https://koriyamakita-th.fcs.ed.jp/>

1 アドミッション・ポリシー

郡山北工業高校では、次のような生徒を求めています。

- (1) ものづくりに興味・関心があり、専門的な技術・技能の習得に意欲的に取り組む生徒を募集します。
- (2) 専門的な資格取得や新しい技術の学習に積極的に取り組む生徒を募集します。
- (3) 将来、工業関係に就職や進学を希望する生徒を募集します。
- (4) 部活動等において高い能力を有し、各学科の学習活動と両立を目指し、意欲的に取り組む生徒を募集します。

2 課程・学科及び募集定員

課程	大学科	小学科	募集定員	特色選抜の募集定員	一般選抜の募集定員
全日制	工業	機械	80名	各小学科とも募集定員の30%程度とする。	各小学科とも募集定員から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。
		電気	40名		
		電子	40名		
		情報技術	40名		
		建築	40名		
		化学工学	40名		

3 通学区域

県下一円

4 出願資格

次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校への入学を志願する者を除く。

② 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

(ア) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

(イ) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(ウ) 文部科学大臣の指定した者

(エ) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(オ) 福島県立郡山北工業高等学校（以下「本校」という。）において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(2) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像（14(1)参照）」を踏まえ、当該小学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 出願方法

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、福島県立郡山北工業高等学校長（以下「本校校長」という。）に出願する。

- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併願の取扱い

- (1) 本校への志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する小学科は、特色選抜で出願した小学科と同じ小学科又は異なる小学科へ出願することができる。
- (2) 特色選抜の出願は、1小学科とし、第二志望は認めない。
- (3) 一般選抜の出願は、小学科間において第二志望までの併願を認める。

7 出願期間

- (1) 令和7年2月4日(火)から2月7日(金)までとする。
受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (2) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、460円分の切手を貼付した返信用封筒(長形3号、宛名明記)を同封の上、令和7年2月7日(金)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
- ① 入学願書(県教育委員会において作成したもの)
 - ② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。所定の様式)
ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
なお、提出期間は令和7年2月14日(金)から2月17日(月)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
 - ③ 特色選抜志願理由書(本校所定のもの)
志願者は、「令和7年度 特色選抜志願理由書」、「部活動や地域クラブ活動等の実績」を両面印刷で作成する。
なお、印刷用紙は、A4判の上質紙(一般のコピー用紙程度)とする。
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の小学科名、在学(出身)学校名、志願者氏名を記入したもの)
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、在学(出身)学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)
- (2) 上記(1)以外の者
- ① 入学願書(上記(1)①に同じ)
 - ② 特色選抜志願理由書(本校所定のもの。上記(1)③に同じ)
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ③ 健康診断書(令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの)
ただし、「3 出願資格」の「(1)②中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の(イ)に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ⑤ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の小学科名、志願者氏名を記入したもの)
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿(所定の様式)を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由(病気・事故等)により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書(所定の様式)を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には志願者の住所、氏名を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和7年2月14日(金)から2月17日(月)までとする。
郵送の場合には、2月17日(月)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

10 県外等からの出願

「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。事前に本校まで問い合わせる。

11 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた本校においては、受験番号を記入した受験票（所定の様式）及び入学検定料納付済証明書（所定の様式）を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

12 出願先変更

志願者は、令和7年2月10日(月)から2月13日(木)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、祝日は受け付けない。

- (1) 本校の小学科間の出願先及び出願した選抜を変更する場合
新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（所定の様式）を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
なお、一般選抜の第二志望のみの変更の場合も同様とする。
- (2) 本校から他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という）へ出願先を変更する場合
 - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（所定の様式）を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ② 本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書（所定の様式）を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の学校長に提出する。
ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」による。
なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。
- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学(出身)中学校長を通して変更先の学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（所定の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 出願の特例措置

県外から出願する場合、保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。事前に本校まで問い合わせる。

15 選抜方法

(1) 特色選抜

志願理由書の記載内容、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）、実技試験（以下「特色検査」という。）の結果を選抜資料とする。選抜に当たっては、本校の特色や小学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

志願してほしい生徒像
本校では、基礎的な学力を土台に「ものづくり教育」を通して進路実現を図り、スポーツ・文化活動を通して人間性・社会性の育成に努め、社会に貢献できる実践的技術者を育てることを目標として教育活動を行っており、次のような生徒を求めている。 部活動 中学校の部活動や地域クラブ活動等において高い能力を有し、入学後も部活動を継続しながら学習との両立を目指し、各小学科の技術・技能の習得に意欲的に取り組む意志のある者。 ただし、募集要項（別紙「 <u>令和7年度 特色選抜の特色検査について</u> 」）で示す部活動に限る。 (各科共通)
【機械科】 <ul style="list-style-type: none">・ 機械作業に関心があり、専門的な技術・技能の習得に意欲的に取り組む者・ 専門的な資格取得や新しい技術の学習に積極的に取り組む者・ 将来、機械関係の仕事に従事し社会に貢献することを目指す者
【電気科】 <ul style="list-style-type: none">・ 電気の分野に興味・関心があり、専門的な技術・技能の習得に意欲的に取り組む者・ 専門的な資格取得や新しい技術の学習に積極的に取り組む者・ 将来、電気関係のエンジニアを目指し社会に貢献することを目指す者
【電子科】 <ul style="list-style-type: none">・ 電子機器や情報機器の分野に興味・関心があり、専門的な技術・技能の習得に意欲的に取り組む者・ 専門的な資格取得や新しい技術の学習に積極的に取り組む者・ 将来、電子・通信関係のエンジニアを目指し社会に貢献することを目指す者
【情報技術科】 <ul style="list-style-type: none">・ コンピュータに興味・関心があり、専門的な技術・技能の習得に意欲的に取り組む者・ 専門的な資格取得や新しい技術の学習に積極的に取り組む者・ 将来、情報技術関係の仕事に従事し社会に貢献することを目指す者
【建築科】 <ul style="list-style-type: none">・ 建物の歴史や構造、住環境に興味があり、専門的な技術・技能の習得に意欲的に取り組む者・ 専門的な資格取得や新しい技術の学習に積極的に取り組む者・ 将来、建築技術者として社会に貢献することを目指す者
【化学工学科】 <ul style="list-style-type: none">・ 化学工業や環境保全に興味・関心があり、専門的な技術・技能の習得に意欲的に取り組む者・ 専門的な資格取得や新しい技術の学習に積極的に取り組む者・ 将来、化学技術者として社会に貢献することを目指す者

① 学力検査

志願者全員に学力検査を課し、実施する教科は次のとおりとする。また、各教科の満点を 50 点、検査時間はそれぞれ 50 分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

② 特色選抜志願理由書

本校の当該小学科への志願の動機・理由及び興味・関心、特別活動等での実績について志願者が記入する。（「7 出願に必要な書類」(1)③により本校所定の様式を用いること。）

③ 調査書

調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、傾斜配点を実施せず、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第 1 学年から第 3 学年の評定を合計し、135 点満点とする。

また、「特別活動等の記録」・「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容等は点数化しないが、内容を精査する。

④ 特色面接

志願者全員に対して個人面接を実施し、本校で学ぶ意欲や志願者が自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。

また、特色面接については点数化し、65 点満点とする。

⑤ 特色検査

志願者に対して種目別運動能力を問う実技試験を実施し、各競技の技能や身体能力をみる。

また、特色検査については点数化し、300 点満点とする。

⑥ 選抜資料の満点及び選抜の手順

選抜は、学力検査の成績、調査書の審査結果及び選抜のための特色面接、特色検査の結果をそれぞれ点数化し、合計 750 点満点とする。

さらに、それら選抜資料の得点を加えて得られた成績と、特色選抜志願理由書の記載内容、点数化しない調査書の記載事項及び特色面接の内容とを十分に精査して、総合的に判定する。

(2) 一般選抜

中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）の結果を併せて資料として、本校の特色や小学科の特性等に配慮しつつ、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

また、可否の判定に当たっては、学力検査と調査書の成績の比重を同等とする。

① 学力検査

志願者全員に学力検査を課し、実施する教科は次のとおりとする。また、各教科の満点を 50 点、検査時間はそれぞれ 50 分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

② 調査書

調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第 1 学年から第 3 学年の評定の合計に音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第 1 学年から第 3 学年の評定の合計をさらに加えて、195 点満点とする。

また、「特別活動等の記録」・「長所・特技等の記録」は精査する。

③ 一般面接

志願者全員に対して集団面接を実施する。

また、一般面接については、段階評価とする。

④ 選抜の手順

調査書の「各教科の学習の記録」、「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」の優れた評価、記述に配慮するとともに、「出欠の記録」を考慮する。

選抜の判定に当たっては、学力検査の成績と調査書の記載事項及び一般面接の結果とを十分に精査して、総合的に判定する。

16 学力検査、一般面接、特色面接及び特色検査の日時及び会場

(1) 日 時 令和7年3月5日(水)及び3月6日(木)

① 3月5日(水)【学力検査及び一般面接実施日】

- (ア) 受付 8:00～8:30
- (イ) 指示連絡 8:35～8:40
- (ウ) 学力検査 9:00～15:10(日程は下表のとおり)

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

(エ) 一般面接 15:30～17:00(面接終了時間は目安である。)

【注意事項】

- 1) 当日は次のものを持参すること。
受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規
ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)、各辺の長さの比率が表示された三角定規、文字盤に月の英語表示や星座の表示がある時計、英語のことわざが書いてある鉛筆等は持参できない。
- 2) 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

② 3月6日(木)【特色面接及び特色検査実施日】

特色志願者の時程

- (ア) 受付 8:20～8:40
- (イ) 着替え 8:40～9:00
- (ウ) 特色検査 9:00～16:00

※志願者が多数の場合は、部活動を午前の部・午後の部に分けて実施する。午後の部に割り当てられた部活動の志願者については、後日、中学校長を通して日程を連絡する。

【注意事項】

- 1) 当日は次のものを持参すること。
受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、運動着、体育館用シューズ
なお、各部指定準備物として別紙「令和7年度 特色選抜の特色検査について」を確認すること。
- 2) 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(2) 会場 福島県立郡山北工業高等学校

17 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判定する。

(1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者。
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者。
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者。

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

(2) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。
日 時 令和7年3月11日(火)及び3月12日(水)

① 令和7年3月11日(火)【学力検査及び一般面接実施日】

- (ア) 受付 8:00～8:30
- (イ) 指示連絡 8:35～8:40
- (ウ) 学力検査 9:00～14:45 (日程は次表のとおり)

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

- (エ) 一般面接 15:00～15:50
(一般選抜の個人面接を実施する。受験者数によって終了時間は異なる。)
(※) 個人面接の実施をもって集団(一般)面接の実施とみなす。

【注意事項】

当日は次のものを持参すること。

追検査等受験許可証(下記(3)④参照)、受験票、その他は「15(1)①【注意事項】」で確認すること。

② 令和7年3月12日(水)【特色検査実施日】

- (ア) 受付 8:20～8:40
- (イ) 指示連絡 8:40～9:00
- (ウ) 特色検査 9:00～12:00 (特色面接も実施する。)
(※) 終了時間は目安である。終了後に下校となる。昼食は必要ない。

【注意事項】

当日は次のものを持参すること。

追検査等受験許可証(下記(3)参照)、受験票、その他は「15(1)②【注意事項】」で確認すること。

③ 会 場 福島県立郡山北工業高等学校

(3) 追検査等受験の手続き

- ① 在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願(所定の様式)を令和7年3月7日(金)午後4時までに在学(出身)中学校長を通して本校校長へ提出する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証(所定の様式)を交付する。

(4) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(5) 追検査等の受験状況について

本校では、追検査等について出願と受験の状況によって下表のA～Dの4パターンがある。また、下記の①～②の追検査等について開始時間と終了時間の目安、各検査の順序を示す。なお、実際の受験者数によっては、終了時間が変更になる場合がある。

	出願状況	前期選抜の受験状況		追検査等
		3/5(水)	3/6(木)	
A	一般選抜専願	欠席		学力検査及び一般面接
B	特色選抜専願、又は 一般と特色選抜併願	受験	欠席	特色面接及び特色検査
C		欠席	受験	学力検査及び一般面接
D		欠席	欠席	学力検査及び一般面接 特色面接及び特色検査

【3月11日（火）の日程】

① A・C・Dの場合

9:00	14:45	15:00	15:50
学力検査の追検査を実施	休憩	一般面接 (個人面接)	

【3月12日（水）の日程】

② B・Dの場合

9:00	12:00
特色面接 ・ 特色検査 (個人面接) (実技)	

18 合格者発表

- (1) 令和7年3月14日（金）正午以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、発表と同時に本校において、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。なお、合格者は、午後2時までに合格通知書等を受領すること。
- (3) 中学校長の求めに応じて、特色選抜と一般選抜のいずれで合格したのかがわかる合格者一覧を提供する。提供時間は、合格発表後から午後3時までとし、正面玄関にて提供する。
- (4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。
- (5) 合格者の入学前の事前指導、入学式等の日程及び諸納入金等の文書は、合格通知書交付とともに配付する。

19 その他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い
選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。
なお、インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。
 - ① 追検査等の対象となる志願者
「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（所定の様式）を令和7年3月7日（金）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を受けた本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」（所定の様式）を交付する。
なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。
「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。
 - ② 追検査等の対象とならない志願者
受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。
- (3) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (4) 障がい等のある志願者に対する配慮
障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。
- (5) 本募集要項に記載されていない事項については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。不明な点があれば、本校まで問い合わせる。